

令和8年2月

北清掃工場



建設工事のあらまし

北区の花（ツツジ）



新工場イメージ図



東京二十三区清掃一部事務組合

Clean Authority of TOKYO

1 施設計画

■ 工事場所

東京都北区志茂一丁目 2 番 36 号

■ 敷地面積

約 19,000 m²(緑地含む)

■ 工 期

令和 5 年 2 月 28 日から令和 12 年 11 月 15 日まで

■ 設計施工

三菱・フジタ特定建設工事共同企業体

■ 建 築

- ①工 場 棟 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）
地下 3 階地上 5 階 高さ 31m（盛土含む）
- ②煙 突 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型／高さ約 120m
- ③付属施設 エントランス棟等

■ プラント

- ①焼 却 炉 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付）
- ②焼却能力 600 トン/日（300 トン/日・炉×2 基）
- ③発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 約 20,000kW

2 環境保全

■ 大気汚染

法規制値よりも厳しい自己規制値を設定

項目	規制内容	法規制値	自己規制値
ばいじん	濃度規制	0.04g/m ³ /N	0.01g/m ³ /N
塩化水素	濃度規制	700mg/m ³ /N(約 430ppm)	10ppm
硫黄酸化物	総量規制	286 m ³ /N/日(約 58ppm)	10ppm
窒素酸化物	総量規制	12.8 m ³ /N/h	50ppm
	濃度規制	250ppm	
水銀	濃度規制	30 μg/m ³ /N	—*
ダイオキシン類	濃度規制	0.1ng-TEQ/m ³ /N	—*

各項目の値は、酸素濃度 12% 換算値を示す。（ ）内は自己規制値と比較するために換算した濃度を示す。

*水銀とダイオキシン類は法規制値で管理します。

■ 水質汚濁

- ①「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守
- ②「水質汚濁防止法」における排水基準を遵守
- ③「ダイオキシン類対策特別措置法」における排水基準を遵守

■ 悪 臭

「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■ 騒 音

「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■ 振 動

「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

3 北清掃工場の特徴

「環境に配慮し、地域に親しまれる清掃工場」

■ 環境との共生

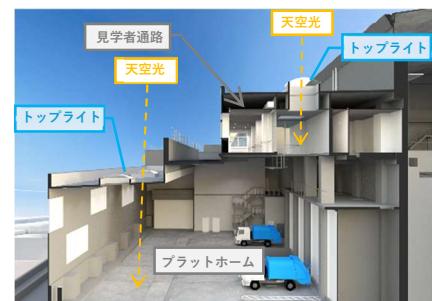
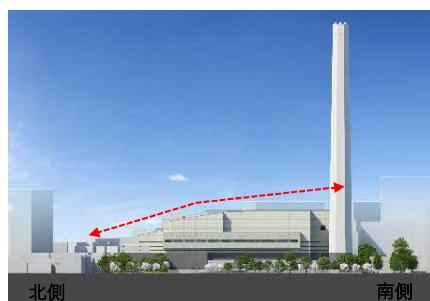
最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を抑えるとともに、緑地の整備や接道部の緑化を充実させてみどり豊かな住環境の形成に努めます。

■ 地域との調和

旧工場の外観デザインである緑の水平ラインや八角形の煙突を取り入れながら、周辺環境との調和を図ることで、街並みに溶け込み地域に親しまれる清掃工場を計画します。

■ エネルギーの有効活用

トップライトによる自然採光や自然通風を利用することにより、消費電力を削減します。また、再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置します。



自然採光の有効利用



4 工事工程・工事内容

■ 工事工程

年度	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度					
月	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
解体工事																								
建築工事																								
煙突工事																								
プラント工事																								
外構・植栽工事																								
試運転																								

■ 解体工事 ■ 建設工事

■ 建築工事

地下部の解体・掘削を行った後、建物躯体の建築を行います。その後、内装・外壁等の仕上げ工事を行います。

■ 煙突工事

外筒コンクリート工事を行った後に、内筒設置工事を行います。

■ プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

■ 外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

■ 試運転

プラント設備等の試運転を行います。

5 作業計画

■ 作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで(準備、後片付けを除く)とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。

ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ①緊急工事、中断が困難な作業（例：コンクリートの打設等）
 - ②道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
 - ③騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業（例：屋内仕上作業、試運転等）
 - ④作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検、メンテナンス
- ※例外作業を行う場合は、ホームページ等でお知らせします。

6 工事中の環境保全対策

■ 安全対策

- ①工事車両の出入口には交通誘導員を適切に配置し、通行者等の安全を確保します。
- ②工事車両の運行は、法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ③工事車両は、工場敷地外での路上待機を禁止します。
- ④工事エリアには仮囲いを設置し、周囲の安全確保に努めます。

■ 騒音・振動対策

- ①騒音計、振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視及び表示します。
- ②可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を使用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- ③西側隣地境界付近には鋼矢板を打設し、重機通行による振動を低減します。

■ 粉じん対策

- ①粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。
- ②適宜散水等必要な措置を講じ、粉じんの飛散防止に努めます。

■ 電波障害対策

建設機械等により、テレビの受信障害が発生した場合は、速やかに対策を行います。

■ 排出ガス対策

- ①可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用します。
- ②軽油代替燃料等を使用し、CO₂排出量の削減に努めます。

■ 排水対策

工事中の排水は、仮設処理設備を設置し、関連法令、条例に従い適切に処理します。

■ 地盤対策

- ①工場棟外周に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ②山留め壁には、自動計測器を設置し、地盤の変動を監視します。
- ③定期的に敷地周辺の地盤レベル調査を行います。

■ 建設廃棄物の発生抑制

- ①資材搬入の際には、簡易梱包などにより、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ②工事中は、3R(Reduce、Reuse、Recycle)に積極的に取り組みます。

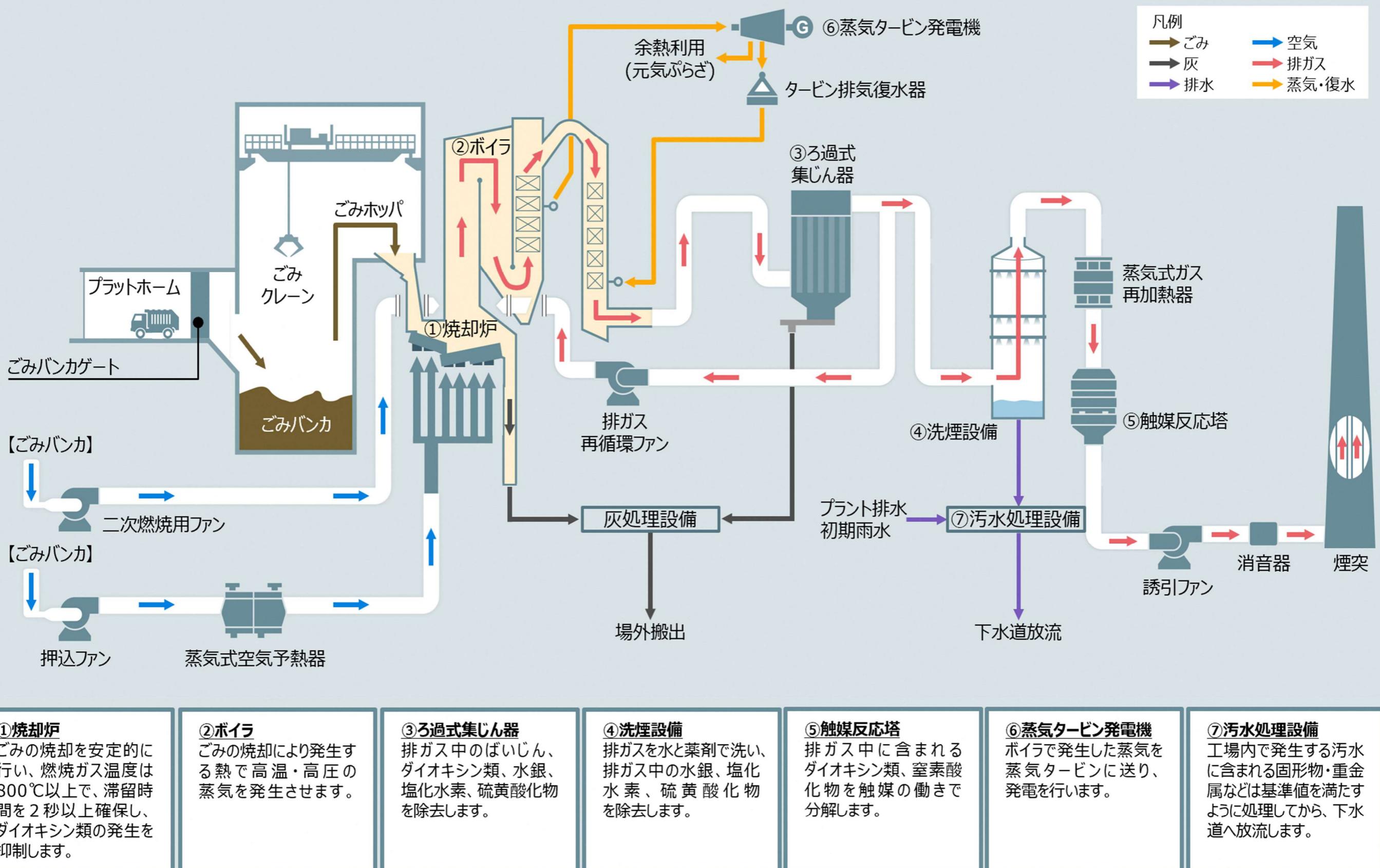
7 工事車両通行ルート

工事車両は国道 122 号北本通りを通行します。また、工事用車両出入口は主に東側を使用します。

工事状況によって臨時に使用する出入口を北面 3 か所、南面 3 か所に設置します。



8 北清掃工場のしくみ



9 配置計画図



10 案内図



■ 交通機関

東京メトロ南北線「志茂駅」下車、徒歩 5 分

JR「赤羽駅」下車、徒歩 15 分

都営バス「志茂一丁目」下車、徒歩 5 分

■ お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

北清掃工場建替工事 監督員事務所

東京都北区志茂一丁目 2 番 36 号

TEL 03-5939-6571

FAX 03-5939-6572

印 刷 物 登 錄
令和 7 年度第 112 号